



浪速大學學報 第34号

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2010-06-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10466/9410

浪速 大學 學 報

昭和二十九年十一月一日(月曜日)

第三十五号

浪速大學事務局

規 則

浪速大学公開講座規程を次のように定める。

昭和二十九年十月二十日

浪速大学規則第三十七号

浪速大学長 堀場 信吉

浪速大学公開講座規程

第一条 学則第五十三条による公開講座の開設は本規程の定めるところによる。

第二条 公開講座の開設は、本大学において必要と認めたとときの外、文部省及び大阪府又は他の大学との共同主催をもつて開設することができる。

第三条 公開講座の聴講を志願しうる者は、学則第二十六条各号の一に該当する資格あるものとする。

第四条 所定の聴講を修了した者には、聴講科目につき試験の上単位取得の証明を与えることができる。

第五条 公開講座開設に必要な細部の事項は、その都度これを定める。

附 則

この規程は公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。

辞 令

○昭和二十九年六月十八日

浪速大学長 堀場 信吉

昭和三十年度入学試験委員長を命ずる

工学部長 斎藤 省三

農学部部長 森田平治郎

教育学部長 松井 謙吉
 工業短期大学部長 三木 鉄夫
 農業短期大学部長 足立 仁
 教授 村田 二郎
 同(工学部) 高木 静雄
 同(農学部) 黒羽兵治郎
 (経済学部)

助(教育)学 部 授 近藤 常夫
 同(工業短期大学部) 倉橋 周蔵
 講(農業短期大学部) 師 井上善太郎
 学 生 部 長 井田 完二
 昭和三十年度入学試験委員を命ずる
 (各通)
 ○昭和二十九年六月二十二日
 教育学部部長 増山 義雄
 昭和三十年度入学試験委員を命ずる
 ○昭和二十九年七月十六日
 高橋雷次郎
 大阪府立大学教員に任命する
 二級に叙する
 浪速大学教授に補する
 大学教員十級五号俸を給する
 農学部勤務を命ずる
 高橋 実
 大阪府立大学教員に任命する
 二級に叙する
 浪速大学助教授に補する
 大学教員七級四号俸を給する
 農学部勤務を命ずる
 ○昭和二十九年七月三十一日
 大阪府立大学教員 浅井 憲
 (教育学部) 願により本職を免ずる

大阪府立大学教員 市川 克彦
 (教育学部) 願により浪速大学教育学部学生課長を免ずる
 ○昭和二十九年八月一日
 大阪府立大学教員 松坂 末三
 (教育学部) かねて浪速大学教育学部学生課長に補する
 ○昭和二十九年八月三十一日
 事務 員 朝津 茂子
 (教育学部) 願により事務員を免ずる
 ○昭和二十九年九月一日
 大阪府立大学教員 北野 芳治
 (教育学部) 浪速大学講師に補する
 大学教員六級四号俸を給する
 工学部勤務を命ずる
 助 手 補 松村 孝
 (工業短期大学部) 大阪府立大学教員に任命する
 三級に叙する
 浪速大学工業短期大学部助手を命ずる
 大学教員三級七号俸を給する
 助 手 補 山崎 良夫
 (工学部) 大阪府立大学教員に任命する
 三級に叙する
 浪速大学助手を命ずる
 大学教員五級二号俸を給する

工学部勤務を命ずる

大学教員 技師補 河田 国男
五級十号俸 (工学部)

同 (同) 梶本 逸治

技師補を免じ助手補を命ずる
五特ニニ、〇〇〇〇 (同)

(頭書) 級号俸 (円) を給する
浪速大学工学部勤務を命ずる (各通)

技師補 (工業短期大学部) 補 西口 静夫

同 (同) 内山 栄衛

技師補を免じ助手補を命ずる
大学教員三級三号俸を給する

浪速大学工業短期大学部勤務を命ずる
(各通)

〇昭和二十九年九月二日 關守 龍雄

大阪府立大学教員に任命する
浪速大学講師に補する

大学教員七級五号俸を給する
農学部勤務を命ずる

〇昭和二十九年九月十日
校務員 滝波スエ子

(教育学部) 地方公務員法第二十八條第二項第一号
により向う三か月間休職を命ずる

〇昭和二十九年九月十六日 木村 松子

工手 (電話交換手) を命ずる
四級八号俸を給する

浪速大学農学部勤務を命ずる
〇昭和二十九年十月一日

大阪府立大学教員 松尾 昌樹
(農業短期大学部) 浪速大学助手を命ずる

大学教員四級七号俸を給する
農学部勤務を命ずる

大阪府立大学教員 吉信 宏夫
(工学部) 二級に陞叙する

浪速大学工業短期大学部助教授に補す
る

大学教員五級七号俸を給する
〇昭和二十九年十月十五日

大阪府立大学教員 南 寿郎
(農学部) 願により本職を免ずる

願により助手補を免ずる
助 手 補 萩 幹夫
(教育学部)

大阪府立大学教員 森田平治郎
(農学部) 願により浪速大学農学部長の兼職を解

く
浪速大学評議員を免ずる
〇昭和二十九年十月十六日

大阪府立大学教員 並河 功
(農学部) かねて浪速大学農学部長に補する

かねて浪速大学評議員を命ずる
かねて浪速大学評議員を命ずる

野上 幸久
大阪府立大学教員に任命する

三級に叙する
浪速大学助手を命ずる

大学教員四級七号俸を給する
工学部勤務を命ずる

改 姓

浪速大学評議員を命ずる

浪速大学評議員を命ずる

浪速大学評議員を命ずる

浪速大学評議員を命ずる

浪速大学評議員を命ずる

浪速大学評議員を命ずる

浪速大学評議員を命ずる

浪速大学評議員を命ずる

浪速大学評議員を命ずる

浪速大学評議員を命ずる

浪速大学評議員を命ずる

浪速大学評議員を命ずる

浪速大学評議員を命ずる

(一) 職員の任用に関する規則について

大阪府人事委員会は、左記職員の任用に関する規則を制定し、昭和二十九年九月一日公布即日施行した。

職員の任用に関する規則 (大阪府人事委員会規則第一号)

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この規則は、地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号以下「法」という。) 第八条第三項及び第四項並びに第十七条から第二十二條までの規定に基き、法第三条第二項に規定する職の職員 (以下「職員」という。) の任用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(任命権者) 第二条 この規則において、任命権者とは、法第六条第一項の規定に基いて任命権を有する者のほか、同条第二項の規定により、任命権の一部を委任された者を含む。

2 人事委員会は、前項の任命権者に対して、この規則に定める事項の一部を委任し又は委託することができる。

3 人事委員会は、人事委員会の事務局長に対して、この規則に定める事項の一部を委任することができる。

第二章 任 用

第一節 採用及び昇任

(用語の定義)

第三条 この規則において、採用及び昇任とは、次の定義に従う。

一 採用 現に職員 (法第二十二条第二項の規定により臨時的に任用された職員を除く。以下本条中同じ。) でない者を職員に任命すること。

二 昇 任 職員を別表に定める選考基準表の下位の職より上位の職に任命すること、及び地方自治法施行規程 (昭和二十二年政令第十九号) 第十六條に規定する吏員の級 (以下「吏員の級」という。) の下位の級より上位の級に任命すること。

(採用及び昇任の方法)

第四条 職員の採用及び昇任は、第五条及び第六条の規定によつて選考が認められる場合を除き、競争試験(以下「試験」という。)によつて行う。

(選考による採用)

第五条 次の各号の一に該当する場合の採用は、人事委員会の承認があつたときにおいては、選考によつてこれを行うことができる。

一 選考基準表に定める係長級以上の職に欠員ができた場合。

二 職務と責任の特殊性により、職務遂行能力についての順位の設定が困難であると人事委員会が認める職に欠員ができた場合。

三 補充しようとする職に係る試験又は選考に相当する国又は他の地方公共団体の試験又は選考の合格者を、当該職と同等以下の職に採用する場合。

四 現に国又は地方公共団体の職員である者を、その者のついている職と同等以下の職に採用する場合。

五 かつて職員であつた者を、その者がついていた職と同等以下の職に採用する場合。

六 第七条第三号の場合において、人事行政の運営上特に必要があると認められる場合。

七 その他、試験を行つても十分な競争者が得られず、又は試験によることが適当でないと人事委員会が認める場合。

(選考による昇任)

第六条 次の各号の一に該当する場合の昇任は、人事委員会の承認があつたときにおいては、選考によつてこれを行うことができる。

一 選考基準表に定める係長級以上の職に欠員ができた場合。

二 職員を、吏員の級の下級の級より上位の級に任命する場合。

三 職務と責任の特殊性により、職務遂行能力についての順位の設定が困難であると人事委員会が認める職に欠員ができた場合。

四 職員を、その者がかつて正式に任命されていた職と同等以下の職に昇任させる場合。

五 第七条第三号の場合において、人事行政の運営上特に必要があると認められる場合。

六 その他、試験を行つても十分な競争者が得られず、又は試験によることが適当でないと人事委員会が認める場合。

第二節 臨時的任用

(臨時的任用)

第七条 任命権者は、次の各号の一に該当する場合において、あらかじめ人事委員会の承認を経て、現に職員でない者を、六月をこえない期間で、臨時的に任用することができる。但し、第一号の場合、及び第二号のうちで一月未満の期間内に廃止されることが予想される場合には、事後承認によることを妨げない。

一 災害その他重大な事故のため、当該職に法第十七条による任命の方法によつて職員を任命するまでの間、欠員にしておくことができない緊急の場合。

二 当該職が、臨時的任用を行う日から一年未満の期間内に廃止されること予想される臨時のものである場合。

三 当該職に対する任用候補者の提示の請求に対し、任命権者が人事委員会から適当な候補者がない旨の通知、又は第三十三条第三項の通知を受け、若しくは提示された候補者について任命すべき職の志望者が五人に満たなくなつた場合において、人事委員会から他に適当な任用候補者がない旨の通知を受けた場合。

(臨時的任用の場合の資格要件)

第八条 臨時的に任用される者は、前条第一号の場合を除き、選考基準表に定める資格要件を有する者でなければならない。

2 前項の資格要件をもつては臨時的任用ができず、且つ、公務の運営に支障をきたすおそれがあると人事委員会が認めるときは、任命権者は、人事委員会の承認を経た者を、臨時的に任用することができる。

(臨時的任用期間の更新)

第九条 臨時的任用の期間は、あらかじめ人事委員会の承認を経て、六月をこ

えない期間で更新することができる。但し、第七条第二号の場合には、事後承認によることを妨げない。

2 臨時的任用の期間は、いかなる場合においても再度更新することができない。

第三節 条件付採用期間

(条件付採用期間)

第十条 条件付採用の期間は、任命の日から起算して六月間とする。

2 前項の期間満了前に任命権者が別段の措置をしない限り、その採用は、期間満了の翌日より正式採用となる。

(条件付採用期間の継続)

第十一条 条件付採用中の職員を他の職に任用した場合には、その条件付採用期間は引続くものとする。

(条件付採用期間の延長)

第十二条 任命権者は、条件付採用期間中の職員について、その者が正式採用になるためには能力の実証が十分でないと認めるときは、人事委員会に対して、条件付採用期間開始後一年をこえない範囲でこの期間の延長を申請することができる。

第三章 試験

(試験の種類)

第十三条 試験は、採用試験及び昇任試験の二種とする。

(試験の方法)

第十四条 試験は、次の各号に掲げる方法のうち二以上を併せて行う。

- 一 筆記試験
- 二 口述試験
- 三 実地試験又は体力検査
- 四 勤務評定
- 五 経歴評定
- 六 身体検査
- 七 その他職務遂行能力を客観的に判定することができる方法

(試験の告知)

第十五条 採用試験の告知は、公報への登載、公用掲示板への掲示、その他の適当な方法でこれを行わなければならない。

2 昇任試験の告知は、受験資格を有するすべての職員に周知させることができるように、公報への登載、通知、その他適切な方法によつてこれを行わなければならない。

(告知の内容)

第十六条 採用試験の告知の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 当該試験の対象となる職の区分及び職務内容
- 二 受験資格
- 三 試験の日時、場所、方法及び発表
- 四 職員としての採用予定人員、採用経路及び待遇
- 五 受験手続
- 六 その他必要事項

2 昇任試験の告知の内容は、前項各号に準じて人事委員会が定める。

(受験資格)

第十七条 受験資格は、試験の対象となる職の職務に応じて、受験者として必要な最低の経歴、学歴、免許その他必要な資格要件をもつて、試験の都度、人事委員会が定める。

2 前項の場合における経歴及び学歴は、選考基準表に定める経歴及び学歴の程度をこえるものであつてはならない。

第四章 選考

(選考の方法)

第十八条 選考は、選考の基準に基いて、選考される者の職務遂行能力の有無を判定するものとし、必要に応じて筆記考査、口述考査その他の方法を用いることができる。

(選考の基準)

第十九条 選考の基準は、選考基準表に定める経歴又は学歴を有することとし、昇任の場合については、勤務実績が良好であることを含むものとする。但し、吏員の級の昇任に関する選考の基準については別に定める。

2 法令により、特別の資格又は免許を必要とされているものについては、前項のほかにその資格又は免許を取得していなければならない。

3 第一項の基準により難い場合で、人事行政の運営上必要があるときは人事委員会の定めるところによる。

(選考の実施)

第二十條 選考は、任命権者の請求に応じ、採用し又は昇任させようとする者につき、その都度、人事委員会が行う。

第五章 任用候補者名簿

(名簿の種類)

第二十一條 任用候補者名簿(以下「名簿」という。)は採用試験の結果に基づいて作成される採用候補者名簿、及び昇任試験の結果に基づいて作成される昇任候補者名簿の二種とする。

(名簿の作成)

第二十二條 名簿は、試験の行われた職の区分に応じて作成する。

2 人事委員会は、前項の名簿を、名簿に記載すべき者の志望に基づいて、地域別又は行政組織別に作製することができる。

(名簿の確定)

第二十三條 名簿は、人事委員会の議決があつたときに確定する。

2 名簿の確定後は、第二十四條から第二十九條までの規定による場合のほかは、名簿に記載された事項について、いかなる変更又は訂正をも加えることができない。

(名簿の統合)

第二十四條 名簿の失効前に、当該名簿が作成されたときは、人事委員会は、新旧両名簿を統合して名簿を作成することができる。

2 統合して作成される名簿には、任用候補者を、それぞれの試験における得点の順に記載する。但し、新旧両名簿とも記載されている任用候補者については、そのいずれか高い方の得点による。

(任用候補者の追加)

第二十五條 人事委員会は、第二十二條第二項の規定により作成された名簿のうち、一の名簿に記載された任用候補者から、志望の変更の申出があつたと

きは、当該任用候補者を、他の名簿に追加して、得点順に記載することができる。

(任用候補者の削除)

第二十六條 人事委員会は、任用候補者が次の各号の一に該当する場合においては、これを名簿から削除しなければならない。

一 当該試験を受ける資格が欠けていたことが明らかとなつた場合。

二 受験の申込又は試験において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが、明らかとなつた場合。

三 昇任候補者名簿については、記載された任用候補者が離職したことを確認した場合。

四 任用候補者が死亡したことを確認した場合。

第二十七條 人事委員会は、任用候補者が次の各号の一に該当する場合においては、これを名簿から削除することができる。

一 当該名簿からの提示に基づいて任用された場合。

二 第二十五條の規定により、他の名簿に追加された場合。

三 任用に関する照会に回答しない場合。

四 第四十一條以外の事由で辞退した場合。

五 心身の故障のため、当該名簿の対象となる職の職務遂行に支障があり、又はこれに堪え得ないことが明らかとなつた場合。

六 前号のほか、当該名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなつた場合。

七 その他人事委員会が定める事由に該当する場合。

(任用候補者の復活)

第二十八條 人事委員会は、次の各号の一に該当する場合においては、名簿から削除された任用候補者を、当該名簿に復活することができる。

一 条件付採用期間中に免職された職員について、復活することを適当と認められた場合。

二 前条第三号の規定に該当して削除された者について、応答できない正当な理由があると認められた場合。

三 前条第五号の規定に該当して削除された者について、その事由が消滅し

たと認めた場合。

四 前条第七号の規定に該当して削除された者について、復活させることが適当であると認めた場合。

(名簿の訂正)

第二十九条 人事委員会は、次の各号の一に該当する場合において、すみやかに名簿の訂正をしなければならない。

一 任用候補者の氏名の変更、その他名簿の記載事項について、異動があつたことを確認した場合。

二 名簿の作成過程において、事務上の誤があつたことを確認した場合。

(名簿の失効)

第三十条 人事委員会は、次の各号の一に該当する場合においては、名簿を失効させることができる。

一 名簿確定後一年以上を経過した場合。

二 名簿に記載された任用候補者が五人に満たなくなつた場合。

三 当該名簿の対象となつてゐる職について新たに名簿が作成された場合。

四 その他人事委員会が定める事由に該当する場合。

2 人事委員会が、名簿について有効期間を定めた場合においては、その名簿は、期間満了の翌日から失効するものとする。

(名簿の閲覧)

第三十一条 人事委員会は、受験者、任命権者、その他関係人の請求に応じ、名簿を閲覧に供することができる。

第六章 任用候補者の提示

(提示の請求)

第三十二条 任命権者は、職員を採用し又は昇任させようとする場合においては、選考による場合を除き、あらかじめ任用候補者の提示を、人事委員会に請求しなければならない。

(提示の方法)

第三十三条 前条の請求があつたときは、人事委員会は、最も適当と認める名

簿から、任用すべき員数に四人を加えた数(以下「正規の提示数」という。)の志望者を、高点順に提示するものとする。但し、同じ得点の者が二人以上あるために、正規の提示数の最後の順位に入るべき者を決めたいときは、これらの者をすべて提示するものとする。

2 前項の名簿に記載されている者が正規の提示数に満たない場合、又はその名簿がない場合においては、人事委員会は、その不足を補うために、適当と認める他の名簿から、その職の職務遂行に必要な資格要件を有し、且つ、その職を志望すると認められる者を、高点順に追加して提示することができる。

3 前二項によつても、提示する任用候補者の員数が正規の提示数に満たない場合においては、その員数が五人以上のときはこれを提示し、五人未満のときは、その任用候補者の氏名及び得点を、任命権者に通知するものとする。

(附加提示)

第三十四条 人事委員会は、前条第一項の規定にかかわらず、第三十六条及び第三十九条の場合に備えて、前条第一項により提示すべき者の次位以下の志望者を、次に、適当と認める他の名簿中、その職の職務遂行に必要な資格要件を有し、且つ、その職を志望すると認められる者を、高点順に附加して提示することができる。

(選択の方法)

第三十五条 提示された任用候補者から任命すべき者を選択するには、任命すべき者一人につき、高点順の志望者五人の中から行うものとする。但し、同じ得点の者が二人以上あるために、選択の範囲の最後の順位に入るべき者を決めたいときは、これ等の者をすべて選択の範囲に入れるものとする。

(選択の範囲からの除外)

第三十六条 任命権者は、一の提示により、補充すべき職が六以上ある場合において、その五の職への任用について選択の範囲に入りながら選択されなかつた者を、残余の職についての選択の範囲から除外することができる。

(選択の結果についての通知)

第三十七条 任命権者は、提示された任用候補者の選択の結果について、人事委員会に通知しなければならない。

第七章 任用の辞退

(辞退の届)

第三十八条 任用候補者として提示されていることを任命権者から通知された者が、当該任用を辞退しようとするときは、通知を受けた日から十日以内に書面をもつて、その旨を任命権者に届け出ることができる。

(辞退に基づく提示の撤回)

第三十九条 任命権者が辞退の届を受理したときは、当該任用候補者の提示は、撤回されたものとみなす。

(人事委員会への辞退の届の通知)

第四十条 辞退の届を受理したときは、任命権者は、すみやかに人事委員会に通知しなければならない。

(辞退に基づく提示の延期)

第四十一条 前条の規定により通知を受けた場合、人事委員会は、辞退の事由が次の各号の一に該当すると認めるときは、その事由が消滅するまで、当該任用候補者の提示を延期しなければならない。

一 医師の証明のある疾病又は負傷の場合。

二 任用される職の職務に明らかに関係があり、且つ、その職務の遂行に有益な研修又は教育を受けている場合。

三 勤務機関又は勤務地が任用候補者の志望する条件と異なっている場合。

四 その他正当と認められる場合。

第八章 雑則

(効力)

第四十二条 この規則は、職階制に基く恒久的任用制度が制定実施されるまでの間効力を有する。

(実施に関する必要な事項)

第四十三条 この規則の実施に関する必要な事項は人事委員会が定める。

(経過規定)

第四十四条 人事委員会がこの規則施行の日までに行つた試験、選考、条件付採用期間の延長、臨時的任用の承認、任用候補者名簿の作成、任用候補者の提示、その他任用に関する事項は、この規則に基いて行つたものとみなす。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 選考基準表

部	部長	級	二	経歴	学歴
次	次長	級	三		
課	課長	級	三		
課	課長代理	級	三(四)		
係	係長	級	四(五)		
技主	技主	級	四(五)		大卒
技主	技主	級	三(五)		高卒
給	給仕	級			中卒

注意事項

1 経歴欄の数字(括弧内は、技術者及び行政事務を担当する者以外の技能者及び労務者の職の場合を示す)は、近直下位の職の必要経歴年数を示す。

2 学歴欄の学歴は、それと相当すると認められるものを含む。

3 国又は地方公共団体における職の経歴年数は、その七割ないし十割を通算する。

4 民間の会社又は団体における職の経歴年数は、その五割ないし十割を通算する。

(二) 職務に専念する義務の特例に関する規則について

大阪府人事委員会では、なお左記のように、職務に専念する義務の特例に関する規則を制定し、昭和二十九年九月一日公布、即日施行した

職務に専念する義務の特例に関する規則 大阪府人事委員会 規則第二号

第一条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第二十一号）第二条第四号の規定に基き、職員の職務に専念する義務の特例に関して規定することを目的とする。

第二条 職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第四十五条第二項の規定により、公務災害補償に関する審査を請求し、又はその審理に出頭する場合。

二 法第四十六条の規定により、勤務条件に関する措置を要求し、又はその審理に出頭する場合。

三 法第四十九条第四項の規定により、不利益処分の審査を請求し、又はその審理に出頭する場合。

四 法第五十五条第一項及び職員団体の行う交渉に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第六号。）の規定により、当局と交渉する場合。

五 法第五十五条第四項の規定により、当局に対して不満を表明し又は意見を申し出る場合。

六 国又は地方公共団体若しくはその他の団体の役員又は職員を兼ねる場合。

七 国又は地方公共団体若しくはその他の団体の審議会、委員会、調査会その他のこれらに類するものの役員又は職員を兼ねる場合。

八 国、地方公共団体又はその他の団体若しくはそれらの機関が行う講演会、講習会、研究会その他これらに類するものに参加し又は講師として出席する場合。

九 国又は地方公共団体若しくはその他の団体の行う試験を受ける場合。

十 地震、火災、水害その他重大な災害に際し、専念すべき職務以外の業務に従事する場合。

十一 外国に留学する場合。

十二 前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(三) 大学院工学研究科博士課程、農学研究科修士課程設置認可申請

本学では、大学院の工学研究科博士課程、農学研究科修士課程を設置することとなり、各般の準備をすゝめていたが、ようやく整つたので、十月文部大臣あて認可申請書を提出した。

(四) 昭和三十年度浪速大学大学院工学研究科学生募集要項

一 募集人員

機械工学専攻修士課程 八名

電気工学専攻修士課程 八名

応用化学専攻修士課程 一八名

金属工学専攻修士課程 八名

二 出願資格

左の各項の一に該当し、志望の専攻に必要な課程を修めた者。

イ 学校教育法第六十三条に定める大学の卒業生。

ロ 従前の規定による大学の卒業生。

ハ その他文部大臣の指定した者。

三 出願手続

入学志願票、調査書、成績証明書に検定料一、五〇〇円（現金又は小かわせ）を添え出身大学経由、本学大学院工学研究科へ提出すること。

但し、官公署その他民間会社等に在職中の者は、所属長の受験許可書を添付すること。

四 願書受付 昭和二十九年十月二十五日（月）から昭和三十年三月十九日（土）まで、工学部教務係で受け付ける。

但し第一次資格選考を受けようとする者は、十一月一日(月)までに出席すること。

五 入学資格試験

イ 第一次資格選考は、調査書の審査により行い、十一月五日合格者に通知する。

ロ 第二次資格選考は、第一次資格選考の合格者以外の志願者に対して、次の通り学力試験を行う。

1 試験科目

専攻科	試験科目	選択
全 員	外国語(英 仏 独)	一 か 国 語
機 械 工 学	材料力学、水力学、機械力学、熱力学	一 科 目
	機械工作法、流体機械、内燃機関、蒸気原動機	一 科 目
電 気 工 学	電気理論、電気機器、発電及び送電、電気材料、電子工学、通信機器	二 科 目
応 用 化 学	分析化学、無機化学、物理化学、有機化学、化学工学	二 科 目
金 属 工 学	金属組織学、金属材料学、冶金学	二 科 目

2 試験期日及び試験場

昭和三十年三月二十四日(水)午前十時開始 工学部において面接及び身体検査

昭和三十年三月二十五日(木)午前九時半に出頭のこと。(第一次合格者も同様)

七 合格者の発表

昭和三十年三月三十一日(木)正午本学工学部にて発表、同時に各合格者に通知

○ 注意事項

- イ 入学志願票、調査書用紙は本学所定のものを使用のこと。
- ロ 出願書類を郵送する場合は必ず書留郵便とすること。(なお受験票送付用の書留切手(四五円)をはった封筒を同封のこと。)

ハ 三月二十三日(試験期日の前日)には、詳細な注意事項を掲示発表することから、当日出頭のこと。

(五) 浪速大学大阪女子大学共催公開講座について

本学、大阪女子大学においては、大阪府服飾関係等各種学校教員に必要な教養並びに基礎知識を一層深め、その資質の向上によつて各種学校教育の振興を計ろうとして、両大学共催により、左記のとおり公開講座を開催することになった。

一会場 大阪女子大学

一期間 昭和二十九年七月から同三十年二月まで

毎週土曜日午後一時半から同四時四十分まで

但し、夏季休暇中は毎週水曜日土曜日の二回とする

一開設講座及び講師

1 教職課程(二単位)三〇時間

A 教育心理 (一単位)

学 習 浪 大 松 坂 助 教 授

青 年 心 理 学 浪 大 武 田 助 教 授

測 定 浪 大 武 田 助 教 授

精 神 衛 生 浪 大 武 田 助 教 授

B 教育原理 (一単位)

新教育の意義と方法 浪 大 梶 田 助 教 授

ガイダンス 浪 大 遠 藤 教 授

社 会 教 育 浪 大 遠 藤 教 授

2 専門課程(二単位)

職業指導 (一単位) 浪 大 加 藤 教 授

職業と社会 浪 大 加 藤 教 授

職業と適性 浪 大 加 藤 教 授

労働市場 浪 大 加 藤 教 授

職業相談 浪 大 加 藤 教 授

3 教養課程(二単位)

A 国文学

日本文学の流れ 女子大 平林学 長

B 家庭学

栄養学 女子大 松本教授

食物学 堀越教授

4 特別講座科目(六四時間)

衣服材料学 鐘紡・日毛・東洋レ・帝人技師

衣服及び住居の衛生 女子大 庄司講師

色彩と衣料学 村上教授

衣服整理学 市島崎助教

被服文化史 宝塚歌劇小西講師

最近のモード デザイナー 田中千代

美術鑑賞 詩人 竹中郁

最近の世界情勢 共同通信 記者

衣服造型学 三浦造三 浦信余子

西洋生活の実際 大阪府教育課課長代理 阪田捨一

近代美容の実際 美容家 小出政子

一 単位の履修証明

教職課程二単位、専門課程一単位については浪速大学から、教養課程二単位については大阪女子大学から、単位修得の履修証明を与える。

一 単位修得の資格等

1 大学入学資格を有するもので4時間以上出席し試験に合格した者

2 特別講座課程については、単位修得時間に算入しない。

一 修了証

教職、専門及び教養の三課程並びに特別講座科目の全科目を修得したものは、大阪府知事から修了証書を授与する。但し、4時間以上出席した者に限る。

なお修了者の内、各種学校教員は各種学校教員として必要な研修を修了し

た者として、大阪府に備付の台帳に登録する。

(六) 公開講座開催

本学農業短期大学部において次のとおり公開講座を開催した

一 開催日時 七月十六日

一場 所 農短第一講義室

一 講義種目及び講師

1 夏期作物の害虫と増産対策について

2 農業微生物と農家経済について

3 増産法としての地方農法について

助教 高橋 良一
部長 足立 仁
教授 田中 長三郎

(七) 農業短期大学部田中教授米国へ出張

本学農業短期大学部教授田中長三郎博士は、フルブライト、スミスマン法による交換教授として、アメリカ合衆国カリフォルニア大学へ出張することとなり、左の日程で八月二十一日氷川丸で横浜を出帆した。

なお大阪府よりは、アメリカ合衆国農園芸界の動向に関する調査を囑託され、東京都よりは、亜熱帯地方栽培植物の調査を依頼されている

日 程

二九、八、二一 横浜出帆(氷川丸)

〃 九、三 シアトル着

〃 一〇、一五 ロスアンゼルス着同地カルホルニア大学にて十か月滞在

三〇、六、下旬 アメリカ出発帰国の予定